

## 4-(2)-⑦ 学校法人会計の特徴

	学校法人会計	企業会計
事業目的 会計処理のルール	教育・研究活動 学校法人会計基準 1971年（昭和46年）に文部省令第18号として制定されたもの	利潤獲得のための経済活動 企業会計原則 1949年（昭和24年）7月に経済安定本部企業会計制度対策調査会が、企業会計に関する原則をまとめて中間報告の形で公表したもの
作成書類	①資金収支計算書 年度の諸活動に対応する収入と支出の内容を明らかにし、支払資金のてん末を表すもの	①キャッシュフロー計算書 会計期間における資金の増減、収入と支出を営業活動・投資活動・財務活動ごとに区分して表示するもの
	②事業活動収支計算書 年度の事業活動収入と事業活動支出の内容を明らかにし、両者の均衡の状態を表すもの	②損益計算書 営業活動の成績を表すもの
	③貸借対照表 年度末における資産、負債、純資産（基本金・繰越収支差額）の状態を表すもの	③貸借対照表 一定時点における企業の財政状態（資産・負債・資本の有り高）を明らかにするもの

### 学校法人会計の特徴

○私立学校は公共性が極めて高く、安定性、継続性が特に強く求められるため、営利企業と異なり剩余が多いほどよいというものではなく、むしろ長期にわたって収支の均衡をとることが求められる

○学校法人にあっては、永続的に教育研究活動を行えるよう必要な校地や校舎等の基本財産を健全に維持することが必要であり、さらに、長期的にみて収入と支出のバランスをとることが特に重要である。⇒「基本金」の制度

○基本金とは、「学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。」（学校法人会計基準第29条）

○基本金への組入れ「学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を基本金に組入れるものとする。」（学校法人会計基準第30条）

一 学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価格又は新たな学校の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価格 ⇒第1号基本金

二 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額 ⇒第2号基本金

三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額 ⇒第3号基本金

四 恒常的に保持すべき資金として別に文部大臣が定める額 ⇒第4号基本金

※学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日文部科学省令第15号）に基づき、平成27年度より計算書類の様式を変更した。